

令和元年度 第1回武蔵野市自転車等駐車対策協議会 議事要旨

日 時	令和元年 7月 30日 (火) 午後 2時 30分から午後 4時 40分まで
場 所	武蔵野市役所東棟 8階 802会議室
出席委員	10名 (欠席 5名)

1 開会

- 事務局挨拶
- 委員就任の報告
- 欠席の協議会委員の報告

2 会長・副会長の選出

協議会委員の互選により、会長に田村委員、副会長に下田委員の選出を行った。

3 議題

「武蔵野市自転車等総合計画」の改定について

冒頭に事務局から「武蔵野市自転車等総合計画」の評価と現状、改定スケジュール等について説明があった。

委員：武蔵野市の民営自転車等駐車場設置費の助成を受けて設置された自転車駐車場を教えてほしい。制度の活用実績をどのように捉えているのか。

事務局：平成 22 年度に要綱を定めてからこれまでの活用実績は、アトレ吉祥寺御殿山駐輪場、AS 吉祥寺南町駐輪場、サイクルタイムズ三鷹駅北口の 3 箇所である。依然として、新たな自転車駐車場用地の確保が難しいなか、民間の自転車駐車場設置事業者との連携が必要であると考えている。また、民間事業者によると一時的に土地を借りる期間は 5 年程度が多いという話も聞いており、10 年以上の間、自転車駐車場を継続して運営するという補助要件が、活用実績の伸び悩みの要因の 1 つであると考えている。今後、他自治体の制度も参考にしながら制度の見直しの検討を行う必要があると考えている。

委員：かつて、HOP 事業が東京三菱銀行により行われていたようであるが、なぜ中止となってしまったのか。

委員：東京三菱銀行が HOP 事業を行っていた借地を手放したためである。

このとき、市が土地を買い取り、自転車駐車を整備している。

事務局：現在、継続している HOP 事業については、今後も事業を継続していけるような努力をしていきたい。

委員：放置されている自転車は、夜間より日中の方が多いと感じている。なぜ夜間における放置自転車対策を実施しているのか。

事務局：夜間にも放置自転車が一定程度あるという吉祥寺駅周辺自転車等適正利用懇談会からの意見を受けて、商店会と連携し試験的に実施している。

委員：夜間は、一部の場所で主にお店の従業員が自転車を放置していることもあると聞いている。なかにはお店のお客様もいるが、まずはお店側、従業員からはじめていければということで実施している。時間がかかるかもしれないが、自転車駐車場に駐車してもらえるようにしていきたい。

委員：三鷹駅中町第 1 自転車駐車場と第 2 自転車駐車場の間の通路を閉鎖し、自転車を駐車できるようにしていることについて、市民から意見はあったか。

事務局：通路を閉鎖する際、影響を受ける当該の自転車駐車場周辺のビルオーナーに話をし理解をいただいた。市民から要望は寄せられていない。通路の閉鎖は、三鷹駅中央大通り自転車駐車場の跡地での建築計画のなかで、収容台数 700 台程度の自転車駐車場が整備されるまでの一時的なものである。交通対策課としては、三鷹駅中町第 1 もしくは第 2 どちらかの自転車駐車場の立体化に際して通路の取り扱いも含め総合的に検討していく。

委員：今年 6 月、ムコーバ（再生自転車海外譲与自治体連絡会）が解散したとのことだが、どのように公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携していくのか。

事務局：公益財団法人自転車駐車場整備センターが行っている既存の事業スキームを活用して、廃棄予定の自転車のうち条件にあう自転車を引渡し、引き続き海外譲与を行っていく。現地では、主に学校に通学する子どもの移動手段として利用されている。

委員：定期利用者の市民の利用率は場所によっては少ない。市民から一時利用が使えないというような意見はあるのか。

事務局：一時利用は、定期利用のような登録して利用する制度ではないため、実態の把握は難しい状況である。定期利用者の利用分布、市内市外の利用率は、議題 2 で事務局より説明させていただきたい。

委員：冒頭の事務局の説明は、今までの計画の内容に則り、現状を整理しているという理解でよいか。自転車活用推進法の施行を受けて、自転車活用推進計画の策定を検討している自治体もある。また、法律に自転車の活用の推進が公共の利益の増進に資するものであると位置づけられ、自転車をどう捉えるのかが求められている。自転車等総合計画の改定にあたり、このような社会情勢の変化を抑えておく必要がある。具体的には、自転車活用推進に関する法律や計画に記載されている、自転車走行空間の整備、シェアサイクリングといった新たな自転車の活用方法などについて、これまでの議論や実績などの現状を整理していくべきである。

事務局：自転車走行空間の整備に関する現状整理はお示ししたい。新たな自転車の活用方法については内部での議論を進め、お示ししたい。

市では、これまで自転車走行空間の整備や自転車安全教室・自転車安全利用講習会の実施、TS マーク付帯保険の自転車点検整備助成など、自転車活用推進法の趣旨にも合致する施策を行ってきている。放置自転車の台数は減少傾向であるが、駅周辺部への自転車の乗入台数が非常に多いという実態がある。このことから、満車状態となる一時利用の自転車駐車場があるという現状に対し、より多くの人々が自転車を駐車できる環境の整備、自転車関与事故が約4割であるという現状に対し、災害時における自転車の有効活用といったような新たな視点は取り入れつつ、自転車の安全利用の施策等を優先的に進めるべきと考えている。今後、2020年を計画期間として計画を策定している国、東京都、他区市での動向を視野に入れつつ、必要に応じて検討していきたい。

委員：自転車という乗り物は市域を跨いで利用されるものでもあるため、近隣区市との足並みを揃えて、走行空間の整備やシェアサイクリングの導入の話をしていくべきである。

委員：時間帯や自転車駐車場の配置等によって、一部の歩道に多くの自転車が通行しており、市はどのように自転車の通行量を把握しているのかという相談が市民から寄せられている。自転車駐車場を整備する用地が限られているなかで、空き用地を買収して整備するしかないという実情がある一方で、自転車利用者の導線も考えていく必要がある。このような自転車駐車場の整備に対する2次的な話は、自転車等総合計画の改定にあたり無視できないことである。

事務局：市にも自転車利用のルールやマナーに関する問い合わせは寄せられて

